

(仮称) 調布市道路総合管理計画策定業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

(仮称) 調布市道路総合管理計画策定業務委託

(2) 業務目的

本委託は、調布市が管理する道路施設等について、数量や配置、老朽化の状況等、維持管理費用を整理するとともに、財産管理に関する現在の管理状況を整理し、「(仮称) 道路白書」(以下、「白書」という)として現状の取りまとめ及び課題を抽出する。また、白書を基に予防保全管理への転換を図り、計画的・効率的な道路管理の実現に向けて、道路管理業務全般に対してP D C Aサイクルを導入するための方針や具体的な取組を検討し、最終的に「(仮称) 調布市道路総合管理計画」を策定することを目的とする。

(3) 対象施設

本委託の対象施設は下記の数量を見込んでいるが、本業務委託の契約後に精査するものとする。なお、想定数量が空欄の箇所については、現在、調査中もしくは、今後、本業務とは別の業務委託で調査予定であることを表している。

施設分類	施設内訳		想定数量	備考	
道路	舗装	車道	主要市道	約30路線, 約45 k m	
			一般市道	約2,900路線, 約360 k m	
			私道		
		歩道		約90 k m	
	橋梁			約70橋	
	道路土工構造物			約10箇所	
	電線共同溝				
	排水施設	側溝 (L形・街きよ等)			
		雨水枳			
		取付管			
	道路照明	大型照明		約590基	
		小型照明		約11,800基	
	道路標識	大型		約50基	
		小型		約180基	
	横断抑止柵			約6 k m	
車止め			約3,560本		
視線誘導標			約320基		

	街路樹		約4,300本	
	道路反射鏡		約2,800基	
	立体横断施設等	横断歩道橋	1基	エレベーター:3基
		横断地下通路	3箇所	
		飛田給駅公共通路	1箇所	エスカレーター:2基 エレベーター:2基
		管理通路（協定通路，管理道路など）	3箇所	
法定外 公共物	水路			
	赤道			
	畦畔			

※対象施設の内訳及び数量については、市が想定しているものであり、実際と異なる場合がある。

#### (4) 業務体系

本業務で検討する「(仮称) 調布市道路総合管理計画」は、他に発注を予定している「(仮称) 適切な財産管理検討業務委託」, 「(仮称) 道路管理手法調査検討業務委託」, 「(仮称) 道路関連法規検討業務委託」, 「(仮称) 道路台帳電子化業務委託」(以下, 「他業務委託」という。)の内容を踏まえた計画とすることから, 他業務委託の検討状況を把握し, 必要に応じて, 他業務委託の打合せ等に同席して意見交換を行うこと。

また, 本業務の検討に当たっては, 学識経験者等から組織する検討会(以下, 「検討会」という。)や庁内会議を活用し, 幅広く意見聴取をしながら進めるものとする。

#### (5) 令和元年度業務内容

##### ア 現状の整理

- (ア) 人口, 財政, 地域特性
- (イ) 上位計画の位置付け
- (ウ) 関係法令の整理

##### イ 対象施設の現状把握

(3) 対象施設で掲げた施設について, 既存の調査結果や個別計画等の内容を踏まえ, 市が指定した項目(施設別, 地域別等)で分類し, 整備状況, 管理状況などの視点から整理を行う。なお, 他業務委託の内容についても反映するものとする。

##### ウ 対象施設に関する課題抽出及び分析

イで整理した現状を踏まえ, 維持管理における課題を抽出し, 分析する。

##### エ 現状の維持管理経費分析, 将来の維持管理経費予測

(3) 対象施設で掲げた施設における経費実績の推移を市の決算資料等により整理, 分析

する。

また、現在の維持管理手法を継続した場合の経費を市が指定した項目ごとに予測する。将来の維持管理経費の予測に当たっては、既存の個別計画や本業務とは別に実施する個別計画等の検討業務の内容を反映する。

#### オ 白書の作成

上記アからエの内容を踏まえ、白書の作成を行う。

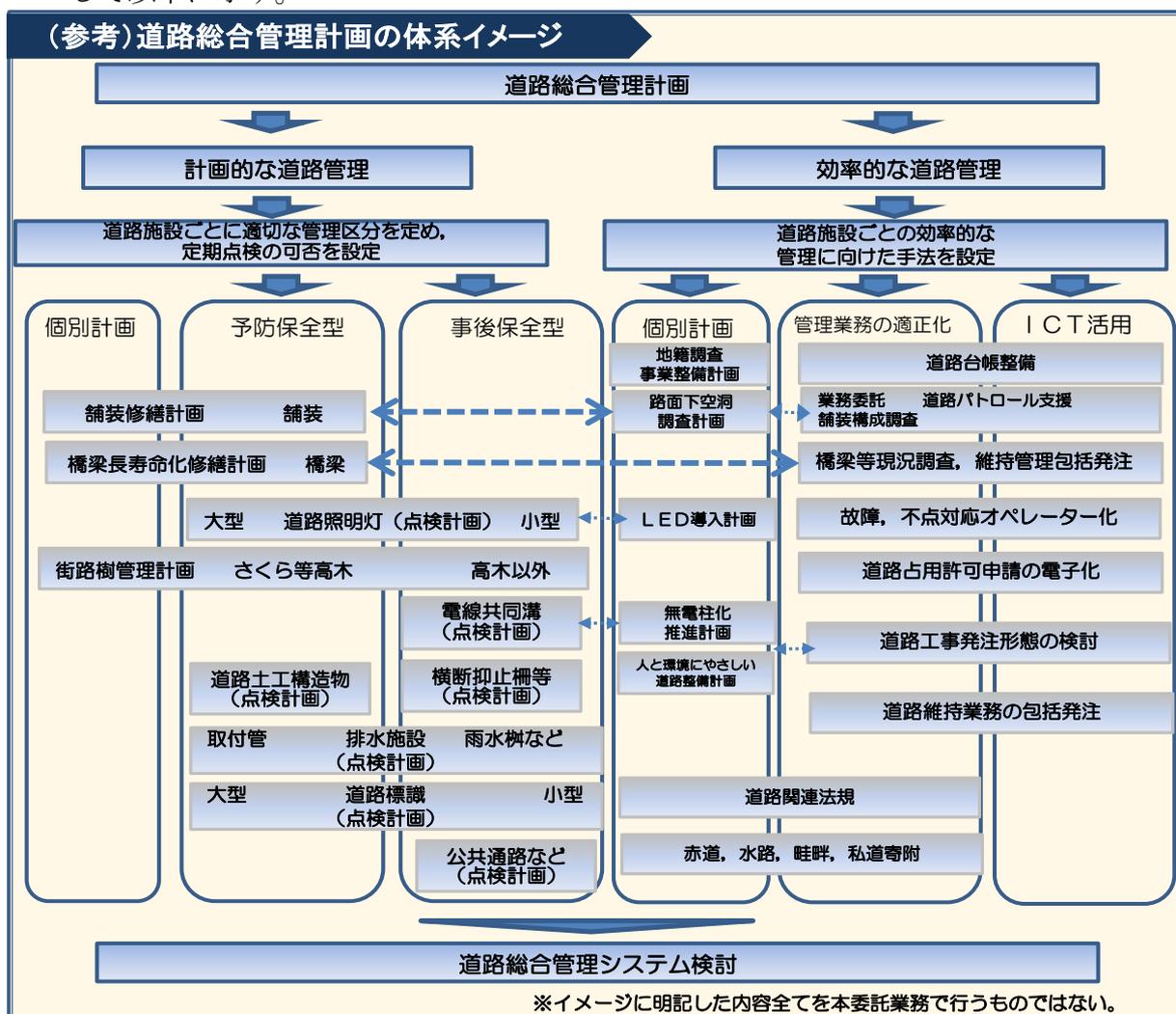
作成に当たっては、市との調整を密に行い、図や写真等を有効活用しながら、分かりやすい資料づくりに努める。

#### カ 対象施設の効果的・効率的な維持管理に向けた検討

上記アからオの内容を踏まえ、調布市公共施設等総合管理計画に掲げるインフラマネジメントにおける基本方針に基づき、対象施設の効果的・効率的な維持管理に向けた方針を多角的に検討し、提案する。

#### キ 道路総合管理計画等の体系の検討、総合的な調整

道路総合管理計画の体系について検討を行うとともに、道路施設等に関する個別計画との整合を図るなど、総合調整を行う。なお、現時点で市がイメージする体系を参考として以下に示す。



ク 道路総合管理システムに関する事例整理，現状把握  
他自治体の導入事例を調査し，事例整理を行う。また，現在，市で運用している道路  
台帳等に係るシステムの実態を把握し，課題を抽出する。

ケ 検討会及び庁内会議運営補助  
業務の進捗状況に応じ，検討会や庁内会議にて報告する資料の作成を行う。

(6) 令和2年度業務内容

- ア 道路総合管理計画の策定
- イ 道路総合管理計画に関する総合的な調整
- ウ 項目の追加等による白書の修正
- エ 効果的・効率的な維持管理手法の検討，費用予測
- オ 検討会及び庁内会議運営補助
- カ 道路総合管理システムの導入に関する条件整理
- キ 市民参加手法の検討・実施
  - (ア) パブリック・コメント手続実施に係る資料作成・取りまとめ
  - (イ) その他関連する業務

(7) 令和3年度業務内容

- ア 項目の追加等による道路総合管理計画の修正
- イ 道路総合管理計画に関する総合的な調整
- ウ 項目の追加等による白書の修正
- エ 検討会及び庁内会議運営補助
- オ 道路総合管理システムに関する導入検討

(8) 令和4年度業務内容

- ア 項目の追加等による道路総合管理計画の修正
- イ 道路総合管理計画に関する総合的な調整
- ウ 項目の追加等による白書の修正
- エ 検討会及び庁内会議運営補助
- オ 道路総合管理システムに関する導入検討

2 期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※本件は，複数年度の継続業務であるが，契約は単年度ごとに締結する予定である。ただし，契約後の業務履行状況に応じたものであり，本プロポーザルはそれを約するものではない。

### 3 予算

道路総合管理計画策定検討委託（令和元年度）

25,520千円（税込）（見積限度額）

【款】40 土木費 【項】10 道路橋りょう費 【目】10 道路維持費

【大】05 道路維持管理費【中】65 道路総合管理費

【小】05 総合管理計画等検討委託料 【節】13 委託料

※令和2年度から令和4年度についても、継続事業として予算化予定

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有しており、格付等級がAかつ順位が15位以内であること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）による措置を現に受けていないこと。
- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
  - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
  - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
  - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (8) 各自治体における道路総合管理計画の策定支援業務として、過去5年間に、国や地方自治体で同種業務の受託実績が1件以上有すること。

※同種業務：インフラマネジメント計画、道路等長期修繕計画、道路等維持保全管理計画など
- (9) 現場代理人及び主任技術者等の要件  
現場代理人、主任技術者及び主たる担当技術者が技術士（総合技術監理部門または建設部門、選択科目：道路）の資格を有するものであること。なお、照査技術者については、この限りではない。

## 6 募集方法

### (1) 募集案内

令和元年5月15日（水）から、市ホームページに掲載

### (2) 申込方法

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下、「事業者」という。）は、令和元年5月27日（月）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、都市整備部道路管理課（市役所7階）へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

なお、実施要領及び様式1～5については、令和元年5月15日（水）から5月24日（金）午後5時まで市ホームページに掲載する。

(市トップページ→産業・しごと→入札・契約→プロポーザル情報→実施中の案件)

書 類	部 数	備 考
ア 申込書（様式1）	正本1部	
イ 業務実績調書（様式2） 過去5年間における「5 参加資格（8）」における受託実績を記載	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 実施体制調書（様式3）	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 （ア）会社名 （イ）代表者名 （ウ）資本金 （エ）事業内容 （オ）本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部	

### (3) 参加資格の審査及び審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し、令和元年5月30日（木）に審査結果を通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和元年6月5日（水）正午までに、書面にて説明を求めることができる。

### (4) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者は、令和元年6月12日（水）正午までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部道路管理課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書概要 (様式自由・A4縦2ページ左綴じ)	正本1部 副本8部	(5) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ、作成すること。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
イ 企画提案書 (提案書表紙：様式4，企画書：様式自由・A4縦10ページ左綴じ)	正本1部 副本8部	
ウ 業務スケジュール (様式自由)	正本1部 副本8部	具体的な業務スケジュールを4か年分記載すること。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 経費見積書 (様式自由・A4縦左綴じ)	正本1部 副本8部	見積書は令和元年度分と全体額を記載し、内訳書も添付すること。 また、令和元年度の金額は見積限度額を超えないこと。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

(5) 企画提案書作成上の留意点

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

イ 様式自由とするが、基本方針の「1 業務概要 (4)～(8) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 令和元年度から令和4年度における4か年業務について記載すること。

(6) 一次審査及び審査結果の通知

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合は、企画提案書等による一次審査を行う。当該審査を行った全事業者に対し、令和元年6月20日(木)に書面にて結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和元年6月25日(火)正午までに書面にて説明を求めることができるものとする。

(7) プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3事業者(参加資格を満たすと判断された事業者が4者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員)に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当技術者が行うこととする。

(8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーションを要約した資料(スライド等)の写しを正本1部、副本8部用意し、令和元年6月27日(木)正午までに都市整備部道路管理課へ持参又は郵送(必着)により提出しなければならない。

また、審査当日にパワーポイントを使用する場合は、令和元年6月28日（金）までに資料のデータを都市整備部道路管理課に提出すること。

(9) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和元年7月3日（水）に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和元年7月10日（水）正午までに書面にて説明を求めることができる。

(10) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書（様式5）にて、下記期限までに都市整備部道路管理課（douro@w2.city.chofu.tokyo.jp）へ電子メールで提出することとする。

ア 第1回締切

参加資格に関する質疑については、令和元年5月21日（火）正午を期限として受け付ける。回答は、令和元年5月22日（水）までに、随時、市のホームページに掲載する。

イ 第2回締切

参加資格審査結果及び企画提案に関する質疑については、令和元年6月5日（水）正午まで受け付ける。企画提案に関する回答は、随時、市のホームページに掲載し、参加資格審査結果に関する回答は、質問のあった事業者宛てにメール等にて回答する。どちらの回答についても、令和元年6月7日（金）までに回答することとする。

## 7 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「調布市道路総合管理計画策定業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査方法

委員会は、事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(3) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。得点の高い順に、上位3事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が4者未満

であった場合は、参加資格を満たす事業者全員) に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当技術者が行うこととする。

#### ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- a 事業者及び担当技術者の同種業務の実績
- b 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- c 業務遂行能力（実現性及び的確性）
- d 専門知識を生かした応用力
- e 業務配分、実施工程及び経費の適切性
- f プレゼンテーション能力

#### (4) 選定

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

イ アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下、「候補者」とする。）として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

#### オ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として選定しない。

カ 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

#### キ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

#### ク 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

#### ケ 選定結果の通知

##### (ア) 結果通知

令和元年7月3日(水)にプレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

##### (イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は、審査結果について、令和元年7月10日(水)正午までに書面にて説明を求めることができる。

## 8 日程

- 令和元年5月 8日(水) 第1回審査委員会
- 5月15日(水) 公示, ホームページへの掲載
- 5月21日(火) 参加資格に関する質問受付締切日(正午)
- 5月22日(水) 参加資格に関する質問回答日
- 5月27日(月) 参加申し込み締切日(正午)
- 5月30日(木) 参加資格審査結果通知
- 6月 5日(水) 参加資格審査結果, 企画提案に対する質問受付締切日(正午)
- 6月 7日(金) 参加資格審査結果, 企画提案に対する質問回答日
- 6月12日(水) 企画提案書締切日(必要書類提出期限)(正午)
- 6月20日(木) 一次審査結果通知(4事業者以上の応募の場合)  
及びプレゼンテーション審査開催通知
- 6月25日(火) 一次審査結果に対する質問締切日(正午)
- 6月26日(水) 一次審査結果に対する質問回答日
- 6月27日(木) プレゼンテーション審査資料提出日(正午)
- 7月 1日(月) 第2回審査委員会開催(プレゼンテーション審査)
- 7月 3日(水) 選定結果の通知  
選定事業者と具体的な委託仕様書の内容協議
- 7月10日(水) 審査結果に対する質問締切日(正午)
- 7月17日(水) 審査結果に対する質問回答日
- ※ただし, 各実施日については事務局の都合等により変更の可能性あり。

## 9 参加の辞退

本件の参加申込後, 参加を辞退する場合は, 速やかに事務局に電話連絡のうえ, 社名(社印の押印), 代表者名(代表印の押印), 担当者名を明記した参加辞退届(任意様式)を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は, 調布市長宛とすること。

## 10 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)(以下, 「公開条例」という。)に基づき, 原則として市政情報を全部公開としていることから, 本プロポーザル実施に関する情報について, 情報公開及び情報提供するものとする。ただし, 公開条例第7条第2号及び第3号により, 個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより, 法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては, 非公開とする。

### (2) 情報提供の内容, 方法など

本プロポーザルの募集内容, 選定結果について, ホームページで公表する。ただし, 候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

## 1.1 その他の留意事項

### (1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」という。）の取扱い

- ア 1事業者からの提案は、1提案とする。
- イ 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- ウ 参加申込書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- エ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- オ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

### (2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

### (3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。

なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類等に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

カ 令和元年度の見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

### (4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

- ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。
- エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
- オ 本事業は、単年度契約を3回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

## 1 2 問い合わせ先

調布市 都市整備部 道路管理課維持管理係 担当：日向・大谷・石川

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7013 FAX：042-481-6800（道路管理課維持管理係）

Email：douro@w2.city.chofu.tokyo.jp